

住民基本台帳閲覧状況の公表

問 町民課 ☎ 025 - 784 - 3453

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、市町村長は年に1回、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表することになっています。

令和7年における閲覧状況は以下のとおりです。

国または地方公共団体の機関の請求による閲覧

機関の名称	閲覧の年月日	請求事由	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊 新潟地方協力本部	12月3日	陸上自衛隊高等工科大学の生徒募集	町内全域 日本国籍を有する平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの男27人

個人または法人の申出による閲覧

申出者の名称・氏名	閲覧の年月日	利用目的	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 輿論科学協会	7月10日	統計調査	大字湯沢地区、大字神立地区、大字土樽地区、大字三国地区 20歳以上の世帯主

有効期限が切れる方に新しい子ども医療費受給者証を送付します

問 町民課 ☎ 025 - 784 - 3453

対象者 令和7年度中に、3歳、6歳、9歳、12歳、15歳になった（なる）方。
新しい受給者証は3月末頃発送予定です。

湯沢町子ども医療費助成制度について ～町が子ども医療費を助成します～

助成内容 対象児童の、通院や入院に要する自己負担分（2割または3割）を全額助成します。
※「保険適用外」の費用は助成対象外ですのでご注意ください。

対象児童 0歳～18歳までの湯沢町に住所のある児童
※「18歳」は、18歳になったあとの最初の3月31日まで

助成方法 助成方法（助成の受け方）は、県内で受診した場合と県外で受診した場合で異なります。

- ①新潟県内受診** 受給者証を医療機関等の窓口に表示してください。医療機関等の窓口での自己負担（保険適用の費用に限る）はありません。
- ②新潟県外受診** 一旦、自己負担分（医療費の2割または3割）を医療機関等の窓口でお支払いください。その後、町民課に申請していただく事で、受給者の口座に助成額をお振り込みします。

※申請は受診から6か月以内にしていただくようお願いいたします。

※申請の際は、領収書・受給者の口座がわかるものをお持ちください。

- その他**
- ・受給者証を紛失した場合は、再交付の手続きにお越しく下さい。
 - ・ひとり親（母子、父子）家庭の児童や、障がいのある児童は、別の医療費助成事業に該当する場合がありますのでご相談ください。